

ミドリガメ



輸入・飼育・販売が規制

される予定です。

ミドリガメとは…

本名 ミシシippアカミミガメ。

アメリカ合衆国中南部に分布するヌマガメ科の淡水性カメです。主にペットとして世界各国で流通しています。日本でも毎年 20 万匹が輸入され、ペットショップでは「ミドリガメ」という名称で 500 円ぐらいで売られています。

アカミミガメは幼体の時は小さくて美しい緑色ですが、3 年ぐらいで体色が黒ずみ、背甲長は 10cm を超えます。さらに成長すると、背甲長は約 30cm に達し、寿命は約 40 年です。



アカミミガメ成体と幼体。
幼体は「ミドリガメ」として販売されている

日本での歴史

アカミミガメが日本に本格的に輸入されたのは 1960 年代です。愛らしいアカミミガメの幼体（ミドリガメ）はペットショップやお祭りの露店などで安価に売られ、国内に広まりました。

1966 年には、お菓子の景品として毎週 3,000 人に配布されていました。1970 年代にはアカミミガメのペットブームも起こりました。

しかし、飼育を放棄して野外へ放してしまう飼い主や、うっかり野外へ逃がしてしまう飼い主が増え、1970 年ごろから各地でアカミミガメの野生個体が確認されるようになりました。また、1975 年には、アカミミガメが保菌していたサルモネラによる食中毒事例が報道され、誤解によって野外への放出が加速したようです。



今やおなじみの光景になりつつある、日光浴をするアカミミガメ

現在、アカミミガメは外来生物法による特定外来生物への指定が検討されています。

アカミミガメによる被害例

1. 生態系への被害

野外個体数の増加、分布拡大

1990年代から、野外でアカミミガメの蔓延が数多く報告されるようになりました。

河川水辺の国勢調査では全国の109の一級水系のうち34水系でアカミミガメの生息が確認されました。日本自然保護協会（2013年）による「日本のカメさがし！」では、全国から寄せられた淡水ガメの目撃情報のうちの64%がアカミミガメでした。生態工房による調査では、2006年に東京都の善福寺公園で捕獲されたカメの56%がアカミミガメで、在来種のニホンイシガメはわずか3%という危機的な状況でした。

アカミミガメは、水中のさまざまな動植物を食べているので、同じような食物を利用している在来カメにとっては脅威となる可能性があります。また、在来カメの日光浴場所やすみかを奪う恐れもあります。

水生植物や水鳥の捕食

アカミミガメは雑食性ですが、水生植物を好んで食べます。このため、池や堀では、ヒシやハスが大きな被害を受けている場所があります。佐賀城のお濠のハス、兵庫県篠山城跡南堀のハス、滋賀県彦根城のお堀の希少種オニバスが食害され、消失または危機的な状況になっています。



アカミミガメ防除前の水路 (2012年初夏、徳島県鳴門市)



アカミミガメ防除後の水路 (2013年初夏、同地)

アカミミガメは、水面にいるカイツブリやカルガモのヒナを襲います。アカミミガメが高密度に生息している場所では、水鳥のヒナが1日で半数以上減ってしまった事例も確認されています。

要チェック!

YouTube



「カルガモのヒナを狙うアカミミガメ」
<https://www.youtube.com/watch?v=h-jem13PtJQ>

2. 農業への被害

アカミミガメは農業被害も引き起こします。徳島県鳴門市では、近年、特産品のレンコンの生育不良が深刻化し、調査の結果、アカミミガメによる食害であることがわかりました。

2011年のレンコンの被害額は1,500万円と推計され、カメ専門家を交えて徳島県と鳴門市、JA、生産者などが駆除を行っています。



レンコン田の水路にワナを設置する (徳島県鳴門市)



ストップ!! アカミミガメ

1. 輸入、販売などを規制する

環境省では、外来生物の中でも特に大きな被害をもたらすものを「特定外来生物」に指定し、輸入・販売・飼育等を規制したり（右囲み参照）、防除を行っています。アカミミガメについては、こうした輸入・販売・飼育等の規制がまだありません。

ところが、2013年環境省ではアカミミガメを特定外来生物へ指定する可能性も含め、まずは輸入や流通の禁止を考慮した段階的な規制の導入を検討するという方針を固めました。アカミミガメの輸入規制が実現すれば、日本の外来種対策の大きな前進になることは間違いありません。

特定外来生物に指定されると、以下の行為が禁止されます。

飼育・繁殖



運搬



保管



輸入



野外に捨てる



販売・譲渡



2. 防除を拡げる

アカミミガメによる被害を減らす方策として、流通規制の実現と同じくらい重要なのが、いま野外にいるアカミミガメを防除することです。

現在、アカミミガメを防除している場所は全国に17ヶ所以上あります。このほか、ため池のかいぼりに合わせてアカミミガメを一斉に駆除したり、外来魚と一緒にアカミミガメを駆除するという取り組みも行われています。駆除と合わせて、ペットの遺棄を防ぐために、市民を対象とした普及啓発も重要です。

日本各地でアカミミガメのいない池や川を取り戻すために、今後、様々な防除や普及啓発の取り組みをもっと拡げていかなければなりません。



外来ガメ防除に取り組む団体
(2013年生態工房調べ)



捕獲した生きものを展示し、外来生物の問題について普及啓発する



アカミミガメを捕獲して駆除する

いま飼っているカメを、大切に♡♡

指定後も、飼育できます！

今飼っているカメが、特定外来生物に指定されると、どうなるのでしょうか？

外来生物法の原則では、特定外来生物に指定されても、指定以前に飼っていたペットについては、経過措置として飼い主が環境省へ申請をすれば、その個体を飼育することができます。

しかし、特定外来生物に指定された後は、新しい個体を購入したり、ブリーダーから譲り受けたりすることはできません。

野外への遺棄は犯罪です！

動物愛護法により、飼っているカメを野外へ捨てる
100万円以下の罰金刑に問われる場合があります。

絶対に野外に捨てないでください！



カメは人生の伴侶…

最後まで愛情を持って大切に飼ってね。



もっと知りたい方は…



アカミミガメに関する情報 Web サイト

「STOP! アカミミガメ」

http://www.eco-works.gr.jp/stop_akamimi/

企画・製作：認定 NPO 法人 生態工房

東京都武蔵野市吉祥寺本町 4-9-22 フラット K 101 Tel&Fax : 0422-27-5634 Mail : eco@eco-works.gr.jp



このリーフレットは積水ハウスマッチングプログラムの会の助成を受けて製作しています。